

## 山形県共同受注センター 受注要項

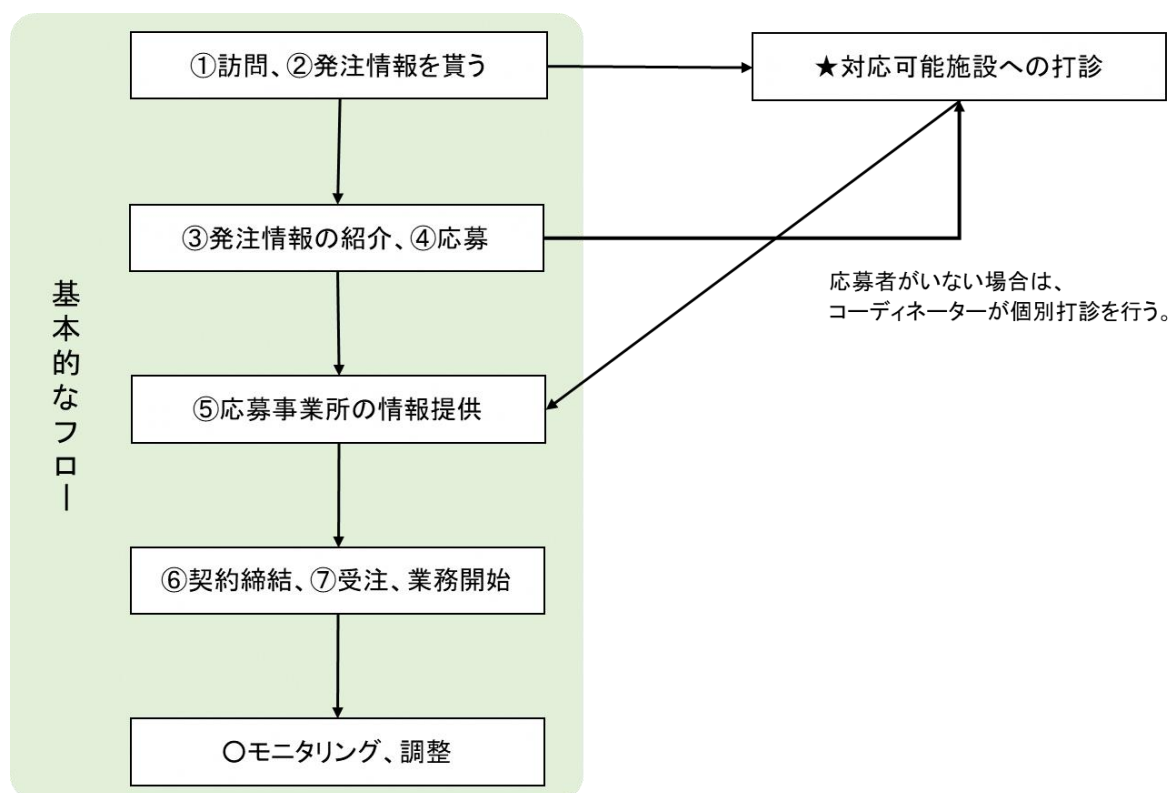
山形県では、県内の就労継続支援 B 型事業所の工賃向上を図るため、山形県共同受注センターを設立しました。できるだけ多く、優良な案件の獲得に努めたいと考えております。しかし、会員の公平性の観点から、次のような業務フローで案件への募集を行いたいと思います。会員の皆様におかれましては、業務開始に至る業務フローおよび業務のルールへの理解と遵守をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

### ■利用登録・会員登録

山形県共同受注センターは利用登録をされた施設に対して、企業等から得た発注情報の提供を行います。利用登録にあたっては、後述する業務開始に至る業務フローおよび業務のルールを理解して頂いた施設に限ります。

### ■業務開始に至るまでの業務フロー

業務開始に至るまでの基本的な業務フローは次の通りです。



- ①コーディネーターが、企業訪問を通じて営業活動を行います。
- ②理解を得られた企業から発注情報を頂きます。
- ③上記②の段階で得られた発注情報を、利用登録されている会員施設の皆様に、案件情報としてメールで配信します。案件情報には応募締め切り日が設定されております。
- ④会員施設の中でその案件に応募したいという施設は、締め切り日迄に応募します。見積・提案が求め

られている場合は、見積・提案を提出、仕様や金額がきまっている場合は、応募の意思表示をします。具体的には、③でお送りしたメールへの返信という形で応募下さい。(案件によっては、訪問して見積書を提出する場合がございます。個別の案件情報をご覧ください。)

⑤⑥応募事業所の情報を企業に提供します。通常、発注条件のイメージに間違いが無いかを確認するため、コーディネーターと応募施設と一緒に企業訪問し、受注前の打ち合わせ等を行います。発注条件等が折り合えば、契約を締結し業務が開始します。業務開始前の打合せの日時は、コーディネーターから個別に連絡させていただきます。(念のために受注の注意事項を、発注者・受注施設双方にお渡しします。)

○受注後も、定期的にモニタリングを行い、フォローしていきます。受注した施設の方は、受注業務の売上金額を、山形県共同受注センターに四半期毎に報告することが義務となります。

#### ★臨時の用務フロー

②の発注情報の内容により企業の方がお急ぎの場合、顧客から過去に実施した施設の指定があった場合、その他特別な事項がある場合については、臨時の業務フローとして、対象となる施設に直接打診をさせて頂くことがあります。

この臨時の業務フローに進む場合は、会員施設アンケートで得られた意向情報を参考にさせていただきます。

### ■受注するための遵守事項・禁止事項について

受注するにあたっては、次の事項を遵守して下さい。

#### ●遵守事項

- ・案件が終了するまで、四半期毎に実績報告を行う。
- ・受注した案件を終了する場合は、その理由（発注者都合、受注者都合等）と合わせて、当センターの担当者に報告する。受注者（会員施設側）都合の場合は、基本的に終了1ヶ月前迄に当センターに報告する。
- ・担当者の変更、メールアドレスの変更等がある場合は、速やかに当センターへ連絡する。
- ・以下の禁止事項に該当しないように細心の注意を払う。

#### ●禁止事項

- ・**公募情報に対して、当センターのプロセスを経ずに、直接企業に連絡を入れない。**

(理由) 正規の手順で進めていた施設の方が、受注できないケースが予想されます。また逆に、当センターを信頼して依頼したのに、知らない施設から電話がかかってくるので、福祉施設に仕事を頼むことを辞めるといったケースも想定されます。長い目で見ると、当センター会員施設全体の、信用失墜に繋がる行為ですので、絶対に辞めて下さい。

- ・**受注前打ち合わせのドタキャンをしないなど、最低限のビジネスマナーを守る。**

(理由) 発注者の中には、初めて福祉施設に発注される方が多くいらっしゃいます。発注前の打ち合わせに、連絡無しでドタキャンする施設が、仕事の納期を守るとは考えにくいです。こうした行為は、福祉施設全体に対する信用失墜行為にあたります。また、当センターのコーディネーターの効率低下にも繋がります。急なトラブルなどもあると思いますので、報連相の徹底をお願いしたいと考えております。その他、打合せ時のビジネスマナーの守ることも併せて願います。

・受注した仕事を勝手に断らない。

(理由) 遵守事項にもありますように、受注した仕事を終了する場合は、当センターへ連絡をお願いします。仕事の断り方、終わり方が悪いと、クレームになることも多いです。当センターは、山形県の支援を受けて運営しておりますので、仲介手数料等は頂いておりませんが、紹介者としての立場はございます。より良い仕事への入れ替えは、施設としての当然の活動ですから、断るのは自由です。しかしながら、同条件なら受注したい他の会員施設の方もいらっしゃいます。また、発注者の中には、複数のお仕事を頂いているところもございます。そうした影響を考えると、断る前に当センターに一報頂きたいと考えております。またケースバイケースですが、始めてから1~2ヶ月で断ってしまいクレームになることもございます。様々な事情がありますので、断るのは致し方が無い場合もございますが、できれば一定期間は継続して頂きたいとも考えております。

以上の**禁止事項に該当する場合は、対象となる会員施設への情報配信を、2週間停止**させていただきます。

■受注にあたっての契約等の行為について

受発注の契約は、口頭でも法的には有効です。しかしながら、受注にあたっては、「言った、言わない」等のトラブル防止の観点から、契約書の締結をお勧めします。

契約書は、どんな契約書でも構いませんが、見本を作成しましたので参考にして下さい。また、契約書は、大仰だという方向けに、発注書、発注請け書の案も作成しました。あわせて参考にして頂ければ幸いです。

今後、実態に合わせて、要項の変更、追加がある場合も想定されます。全ては、当センター会員の相互発展と、山形県全体の施設の受注額向上を目的としておりますので、ご理解頂きますようよろしくお願い致します。

以上